規則

博物館 \mathcal{O} 登録 に関する規 則 \mathcal{O} _ 部を改正 する規則をここに公布 す る。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第三号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の 登録に関する規則 (昭 和 兀 十五年埼玉県教育委員会規則第十 号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める

第二条から第四条までを次のように改める。

(登録申請書の様式)

第二条 法第十二条の規 定に ょ る 登 録 申 請 書 \mathcal{O} 様式 は、 様式第一 号によるもの

る。

(登録の審査)

第三条 の規定に、 埼 よる審査をするに当た 玉県教育委員会 以 下 り、 「教育委員会」 その 適正を期するため、 とい . う。 $\overline{}$ は、 実地調査を行うも 法第十三条 第 一項

とする。

(登録原簿の様式

第 四条 法第十四条第 __ 項 \mathcal{O} 規定に よる博 物 館 登録 原 簿 \mathcal{O} 様 式 は、 様 式第二号 \mathcal{O} لح

おりとする。

項 \mathcal{O} つど行なわなけれ 」を「第十五条第 第五条の 見出 中 ば --- なら 項 登 一録事 な に 項等」 11 改 こを め、 を 「によ 登録 登 録 る 事 ŧ 事 項等変更の」 $\bar{\mathcal{O}}$ 項 とする」 に 改 め、 を削り、 に改 同 め、 条 中 同条ただ っに 第 ょ 十三条第 り、 書を 変更

(定期報告)

削

り、

同条の次に

次

 \mathcal{O}

一条を

加

え

る。

第 五条の二 法 第 +六 条 \mathcal{O} 規定 に ょ る 報告 は 毎年 五. 月 末 日 ま で に行 わ な け れ ば な

らない。

第六条中 第十 兀 条第 _ 項 を 第 九 条第 項 に、 「第 兀 条 を 「第三条」

に改める。

七条の 見 出 中 博 物 館 を 削 り、 同 条 中 第十 五条第一 項 を 「第二十条第

項」に改め、「博物館廃止の」を削る

第八条を次のように改める。

(委任)

第 八条 ۲ \mathcal{O} 規 則 に 定め るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カゝ 博 物 館 \mathcal{O} 登録に 関 L 必要な事項は、 埼 玉 県

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。教育委員会教育長が定める。

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先) 埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

삔

博物館の所在地	博物館の名称	設置者の住所	設置者の名称	事項
				빤
				載
				構

(添付書類)

- 事項を定めたものをいう。) の写し 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

博物館登録原簿

· 無	所 在 地	各零	設 置 者 の 名称及び住所	中		
				記号 番号	年月日	選
				埼玉第	年 月	
				4	ш	樂
				年月日		登 经
				+	Ĥ H	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
					П	畑
				年月日 年月		換
						樂
						紛
				I	П	浬

を 緑事項等」を「 「第 15 条第 1 項」 様恜第三号中「博物館登録事項等変更届」を「博物館登録事項変更届」に、 登録事項」 に、 に、 「お届けします」を「届け出ます」に改める。 「変更した」や「変更する」以、 戸網 13 祭網 1週

「囲け田州十」に改める。 様式第四号中 「第15条第1項」や「第20条第1項」 に、 「お届けします」を

附則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 当分の この規則による改正前 間、 所要の 調整をし の博物館 て使用 \mathcal{O} することが 登録に関する規則に定める様式による用紙は、 できる。
- 3 館が、 正博物館法第十一条の登録を受けた日の属する年度の翌年度とする。 以下「改正 の規定によ 博物 館法 \mathcal{O} 規則による改正後の第五条の二に規定する報告を最初に行うのは、 博物館法」という。)第十一条の登録を受けたものとみなされる博物 り、同法による改正後の博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号。 の一部を改正する法律 (令和四年法律第二十四号) 附 則 第二条第四項 改